

岩手県告示第414号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が病院、診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成23年7月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
スマイル薬局高田店	陸前高田市高田町字館の沖18番地2	平成23年3月11日
岩手県立沼宮内病院	岩手郡岩手町大字五日市第10地割4番地7	平成23年3月31日
ささき歯科クリニック	紫波郡紫波町日詰字下丸森9番地1	〃
太陽薬局	和賀郡西和賀町湯本29地割70番地22	平成23年4月30日